

別紙

アセトクロール(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)		残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
小麦	●		0.02
とうもろこし	○	0.05	0.05
その他の穀類	●		0.02
大豆	○	1	0.1
たまねぎ	●		0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●		0.05
えだまめ	●		0.1

ジエトフェンカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)		残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
小麦	○	0.05	
大豆	○	0.1	0.1
小豆類	○	0.1	0.1
えんどう	○	0.1	0.1
そら豆	○	0.1	0.1
らっかせい	●		0.1
その他の豆類	○	0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●		5.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○	5	5.0
かぶ類の根	●		5.0
かぶ類の葉	●		5.0
西洋わさび	●		5.0
クレソン	○	5	5.0
はくさい	●		5.0
キャベツ	○	5	5.0
芽キャベツ	●		5.0
ケール	●		5.0
こまつな	●		5.0

きょうな	○	5	5.0
チンゲンサイ	●		5.0
カリフラワー	●		5.0
ブロッコリー	●		5.0
その他のあぶらな科野菜	○	5	5.0
ごぼう	●		5.0
サルシフィー	●		5.0
アーティチョーク	●		5.0
チコリ	●		5.0
エンダイブ	○	5	5.0
しゅんぎく	●		5.0
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○	5	5.0
その他のきく科野菜	○	5	5.0
たまねぎ	○	5	5.0
ねぎ（リーキを含む。）	●		5.0
にんにく	○	5	5.0
にら	●		5.0
アスパラガス	●		5.0
わけぎ	●		5.0
その他のゆり科野菜	●		5.0
にんじん	●		5.0
パースニップ	●		5.0
パセリ	●		5.0
セロリ	●		5.0
みつば	○	5	5.0
その他のせり科野菜	●		5.0
トマト	○	5	5.0
ピーマン	○	5	5.0
なす	○	5	5.0
その他のなす科野菜	○	5	5.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	○	5	5.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	5	5.0
しろうり	○	5	5.0
すいか	○	5	5.0
メロン類果実	○	5	5.0

まくわうり	●		5.0
その他のうり科野菜	○	5	5.0
ほうれんそう	●		5.0
たけのこ	●		5.0
オクラ	○	5	5.0
しょうが	●		5.0
未成熟えんどう	○	5	5.0
未成熟いんげん	○	5	5.0
えだまめ	○	5	5.0
マッシュルーム	●		5.0
しいたけ	●		5.0
その他のきのこ類	●		5.0
その他の野菜	○	5	5.0
みかん	○	5	5.0
なつみかんの果実全体	○	5	5.0
レモン	○	5	5.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	5	5.0
グレープフルーツ	○	5	5.0
ライム	○	5	5.0
その他のかんきつ類果実	○	5	5.0
りんご	○	5	5.0
日本なし	○	5	5.0
西洋なし	○	5	5.0
マルメロ	●		5.0
びわ	●		5.0
もも	●		5.0
ネクタリン	●		5.0
あんず（アプリコットを含む。）	●		5.0
すもも（プルーンを含む。）	●		5.0
うめ	○	5	5.0
おうとう（チェリーを含む。）	●		5.0
いちご	○	5	5.0
ラズベリー	●		5.0
ブラックベリー	●		5.0
ブルーベリー	●		5.0

クランベリー	●		5.0
ハuckleベリー	●		5.0
その他のベリー類果実	●		5.0
ぶどう	○	5	5.0
かき	○	5	5.0
バナナ	●	0.1	5.0
キウイ	○	5	5.0
パパイヤ	●		5.0
アボカド	●		5.0
パイナップル	●		5.0
グアバ	●		5.0
マンゴー	●		5.0
パッションフルーツ	●		5.0
なつめやし	●		5.0
その他の果実	○	5	5.0
ひまわりの種子	●		5.0
ごまの種子	●		5.0
べにばなの種子	●		5.0
綿実	●		5.0
なたね	●		5.0
その他のオイルシード	●		5.0
ぎんなん	●		5.0
くり	●		5.0
ペカン	●		5.0
アーモンド	●		5.0
くるみ	●		5.0
その他のナッツ類	●		5.0
茶	○	5	
その他のスパイス	○	10	5
その他のハーブ	●		5

セフチオフル（抗生物質）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm

牛の筋肉	○	1	1.0
豚の筋肉	○	1	1.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	1	1
牛の脂肪	○	2	2.0
豚の脂肪	○	2	2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	1	1
牛の肝臓	○	2	2.0
豚の肝臓	○	2	2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	2	2
牛の腎臓	○	6	6.0
豚の腎臓	○	6	6.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	15	15
牛の食用部分	○	2	2
豚の食用部分	○	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	2	2
乳	○	0.1	0.1

テブコナゾール(殺菌剤)

食品名	○	残留基準値*	残留基準値
		(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.05	0.05
小麦	○	2	2
大麦	○	3	3
ライ麦	○	0.2	0.2
とうもろこし	○	0.6	0.6
そば	○	0.05	0.05
その他の穀類	○	2	2
大豆	○	0.3	0.3
小豆類	○	0.5	0.5
えんどう	○	0.5	0.5
そら豆	○	0.5	0.5
らっかせい	○	0.2	0.2
その他の豆類	○	0.5	0.5
ばれいしょ	○	0.1	0.1

てんさい	○	0.1	0.1
さとうきび	○	0.1	0.1
キャベツ	○	3	1
芽キャベツ	○	0.5	0.5
カリフラワー	○	0.05	0.05
ブロッコリー	○	0.3	0.3
アーティチョーク	○	0.6	0.6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○	5	5
たまねぎ	○	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	○	0.7	0.7
にんにく	○	0.1	0.1
にら	○	10	10
アスパラガス	○	0.05	0.05
わけぎ	○	2	2
その他のゆり科野菜	○	10	10
にんじん	○	0.6	0.6
セロリ	○	0.3	0.3
トマト	○	1	1
ピーマン	○	1	1
なす	○	0.5	0.5
その他のなす科野菜	○	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	○	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	0.2	0.2
すいか	○	0.1	0.1
メロン類果実	○	0.1	0.1
しょうが	○	0.2	0.2
未成熟えんどう	○	0.5	0.5
未成熟いんげん	○	0.5	0.5
えだまめ	○	0.5	0.5
その他の野菜	○	0.5	0.5
みかん	○	0.2	
なつみかんの果実全体	○	5	5
レモン	○	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	5	5
グレープフルーツ	○	5	5

ライム	○	5	5
その他のかんきつ類果実	○	5	5
りんご	○	1	1
日本なし	○	5	5
西洋なし	○	5	5
マルメロ	○	1	1
びわ	○	0.5	0.5
もも	○	1	1
ネクタリン	○	5	5
あんず（アプリコットを含む。）	○	2	2
すもも（プルーンを含む。）	○	3	3
うめ	○	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	○	5	5
その他のベリー類果実	○	2	2
ぶどう	○	10	10
かき	○	1	1
バナナ	○	0.2	0.2
パパイヤ	○	2	2
マンゴー	○	0.1	0.1
パッションフルーツ	○	0.1	0.1
その他の果実	○	2	2
ひまわりの種子	○	0.2	0.2
綿実	○	2	2
なたね	○	0.3	0.3
ぎんなん	○	0.05	0.05
くり	○	0.05	0.05
ペカン	○	0.05	0.05
アーモンド	○	0.05	0.05
くるみ	○	0.05	0.05
その他のナッツ類	○	0.05	0.05
茶	○	50	50
コーヒー豆	○	0.2	0.2
ホップ	○	40	40
その他のスパイス	○	15	0.5
その他のハーブ	○	2	2

牛の筋肉	○	0.05	0.05
豚の筋肉	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.05	0.05
牛の脂肪	○	0.05	0.05
豚の脂肪	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.05	0.05
牛の肝臓	○	0.2	0.2
豚の肝臓	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.2	0.2
牛の腎臓	○	0.2	0.2
豚の腎臓	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.2	0.2
牛の食用部分	○	0.2	0.2
豚の食用部分	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.2	0.2
乳	○	0.01	0.01
鶏の筋肉	○	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	○	0.05	0.05
鶏の脂肪	○	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○	0.05	0.05
鶏の肝臓	○	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○	0.05	0.05
鶏の腎臓	○	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○	0.05	0.05
鶏の食用部分	○	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○	0.05	0.05
鶏の卵	○	0.05	0.05
その他の家きんの卵	○	0.05	0.05
とうがらし（乾燥させたもの）	/		10
干しぶどう	/		12

テプラロキシジム(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm



米（玄米をいう。）	●		0.05
小麦	●		0.05
大麦	●		0.05
ライ麦	●		0.05
とうもろこし	●		0.05
そば	●		0.05
その他の穀類	●		0.05
大豆	○	6	6
小豆類	○	0.2	0.2
えんどう	●		0.2
そら豆	●		0.2
らっかせい	●		0.2
その他の豆類	●		0.2
ばれいしょ	●		0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	●		0.2
かんしょ	●		0.2
やまいも（長いもをいう。）	○	0.2	0.2
こんにゃくいも	●		0.2
その他のいも類	●		0.2
てんさい	○	0.2	0.2
さとうきび	●		0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●		0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●		0.05
かぶ類の根	●		0.2
かぶ類の葉	●		0.05
西洋わさび	●		0.2
クレソン	●		0.05
はくさい	●		0.05
キャベツ	●		0.05
芽キャベツ	●		0.05
ケール	●		0.05
こまつな	●		0.05
きょうな	●		0.05
チンゲンサイ	●		0.05
カリフラワー	●		0.05

ブロッコリー	●		0.05
その他のあぶらな科野菜	●		0.2
ごぼう	●		0.2
サルシフィー	●		0.2
アーティチョーク	●		0.05
チコリ	●		0.05
エンダイブ	●		0.05
しゅんぎく	●		0.05
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●		0.05
その他のきく科野菜	●		0.2
たまねぎ	●	0.3	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	●		0.05
にんにく	●		0.5
にら	●		0.05
アスパラガス	●		0.05
わけぎ	●		0.05
その他のゆり科野菜	●		0.5
にんじん	○	0.2	0.2
パースニップ	●		0.2
パセリ	●		0.05
セロリ	●		0.05
みつば	●		0.05
その他のせり科野菜	●		0.2
トマト	●		0.05
ピーマン	●		0.05
なす	●		0.05
その他のなす科野菜	●		0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	●		0.05
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●		0.05
しろうり	●		0.05
すいか	●		0.05
メロン類果実	●		0.05
まくわうり	●		0.05
その他のうり科野菜	●		0.05
ほうれんそう	●		0.05

たけのこ	●		0.2
オクラ	●		0.05
しょうが	●		0.2
未成熟えんどう	●		1
未成熟いんげん	●		1
えだまめ	○	1	1
マッシュルーム	●		0.05
しいたけ	●		0.05
その他のきのこ類	●		0.05
その他の野菜	●		1
みかん	●		0.05
なつみかんの果実全体	●		0.05
レモン	●		0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●		0.05
グレープフルーツ	●		0.05
ライム	●		0.05
その他のかんきつ類果実	●		0.05
りんご	●		0.05
日本なし	●		0.05
西洋なし	●		0.05
マルメロ	●		0.05
びわ	●		0.05
もも	●		0.05
ネクタリン	●		0.05
あんず（アプリコットを含む。）	●		0.05
すもも（プルーンを含む。）	●		0.05
うめ	●		0.05
おうとう（チェリーを含む。）	●		0.05
いちご	●		0.05
ラズベリー	●		0.05
ブラックベリー	●		0.05
ブルーベリー	●		0.05
クランベリー	●		0.05
ハuckleベリー	●		0.05
その他のベリー類果実	●		0.05

ぶどう	●		0.05
かき	●		0.05
バナナ	●		0.05
キウイー	●		0.05
パパイヤ	●		0.05
アボカド	●		0.05
パイナップル	●		0.05
グアバ	●		0.05
マンゴー	●		0.05
パッションフルーツ	●		0.05
なつめやし	●		0.05
その他の果実	●		0.05
ひまわりの種子	●		0.05
ごまの種子	●		0.05
べにばなの種子	●		0.05
綿実	○	0.2	0.2
なたね	○	0.5	0.5
その他のオイルシード	●		0.05
ぎんなん	●		0.05
くり	●		0.05
ペカン	●		0.05
アーモンド	●		0.05
くるみ	●		0.05
その他のナッツ類	●		0.05
茶	●		0.05
コーヒー豆	●		0.05
カカオ豆	●		0.05
ホップ	●		0.05
その他のスパイス	●		1
その他のハーブ	●		1
牛の筋肉	○	0.2	0.2
豚の筋肉	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.2	0.2
牛の脂肪	○	0.2	0.2
豚の脂肪	○	0.2	0.2

その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.2	0.2
牛の肝臓	○	0.2	0.2
豚の肝臓	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.2	0.2
牛の腎臓	●	0.2	0.3
豚の腎臓	●	0.2	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.2	0.3
牛の食用部分	○	0.2	0.2
豚の食用部分	○	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.2	0.2
乳	●	0.05	0.06
鶏の筋肉	●	0.1	0.2
その他の家きんの筋肉	●	0.1	0.2
鶏の脂肪	●	0.1	0.3
その他の家きんの脂肪	●	0.1	0.3
鶏の肝臓	●	0.3	0.6
その他の家きんの肝臓	●	0.3	0.6
鶏の腎臓	○	0.3	0.2
その他の家きんの腎臓	○	0.3	0.2
鶏の食用部分	○	0.3	0.2
その他の家きんの食用部分	○	0.3	0.2
鶏の卵	●	0.1	0.2
その他の家きんの卵	●	0.1	0.2

トリフロキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	2
小麦	○	0.2
大麦	○	0.5
ライ麦	○	0.05
とうもろこし	○	0.05
その他の穀類	○	0.05
大豆	○	0.08

らっかせい	○	0.05	0.05
ばれいしょ	○	0.04	0.04
てんさい	○	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○	15	
かぶ類の根	○	0.1	0.1
西洋わさび	○	0.1	0.1
はくさい	○	0.5	0.5
キャベツ	○	0.5	0.5
芽キャベツ	○	0.1	0.1
カリフラワー	○	0.5	0.5
ブロッコリー	○	0.5	0.5
ごぼう	○	0.1	0.1
サルシフィー	○	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○	15	
その他のきく科野菜	○	4	4
ねぎ（リーキを含む。）	○	0.7	0.7
にんにく	○	0.05	0.05
アスパラガス	○	0.07	0.07
にんじん	○	0.1	0.1
パースニップ	○	0.1	0.1
セロリ	○	4	4
その他のせり科野菜	○	4	4
トマト	○	0.7	0.7
ピーマン	○	0.5	0.5
なす	○	0.7	0.5
その他のなす科野菜	○	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	○	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	0.3	0.3
しろうり	○	0.3	0.3
すいか	○	0.3	0.3
メロン類果実	○	0.3	0.3
まくわうり	○	0.3	0.3
その他のうり科野菜	○	0.3	0.3
未成熟いんげん	○	0.5	0.5

えだまめ	○	0.08	0.08
その他の野菜	○	4	4
みかん	○	0.1	
なつみかんの果実全体	○	3	0.5
レモン	○	3	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	3	0.5
グレープフルーツ	○	3	0.5
ライム	○	3	0.5
その他のかんきつ類果実	○	3	0.5
りんご	○	3	3
日本なし	○	5	5
西洋なし	○	5	5
マルメロ	○	0.7	0.7
びわ	○	0.7	0.7
もも	○	0.2	0.2
ネクタリン	○	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	○	5	5
すもも（プルーンを含む。）	○	3	3
うめ	○	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	○	3	3
いちご	○	1	0.2
ブルーベリー	○	2	
その他のベリー類果実	○	2	
ぶどう	○	5	5
かき	○	1	1
バナナ	○	0.5	0.5
キウイ	○	0.02	0.02
パパイヤ	○	0.7	0.7
グアバ	○	0.05	0.05
マンゴー	○	0.7	0.7
パッションフルーツ	○	0.05	0.05
その他の果実	○	0.7	0.7
綿実	○	0.05	0.05
ぎんなん	○	0.02	0.02
くり	○	0.04	0.04

ペカン	○	0.04	0.04
アーモンド	○	0.04	0.04
くるみ	○	0.04	0.04
その他のナッツ類	○	0.04	0.04
茶	○	5	5
コーヒー豆	○	0.05	0.05
ホップ	○	40	40
その他のスパイス	○	10	4
その他のハーブ	○	4	4
牛の筋肉	○	0.05	0.05
豚の筋肉	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.05	0.05
牛の脂肪	○	0.05	0.05
豚の脂肪	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.05	0.05
牛の肝臓	○	0.05	0.05
豚の肝臓	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.05	0.05
牛の腎臓	○	0.04	0.04
豚の腎臓	○	0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.04	0.04
牛の食用部分	○	0.05	0.05
豚の食用部分	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.05	0.05
乳	○	0.02	0.02
鶏の筋肉	○	0.04	0.04
その他の家きんの筋肉	○	0.04	0.04
鶏の脂肪	○	0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	○	0.04	0.04
鶏の肝臓	○	0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	○	0.04	0.04
鶏の腎臓	○	0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	○	0.04	0.04
鶏の食用部分	○	0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	○	0.04	0.04



鶏の卵	○	0.04	0.04
その他の家きんの卵	○	0.04	0.04
魚介類	○	0.03	0.03
米ぬか			7
精米			0.9
小麦ふすま			0.5
干しぶどう			5

フェノブカルブ(殺虫剤)

食品名		残留基準値※	残留基準値
		(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	1	1.0
小麦	○	0.3	0.3
大麦	●		0.3
ライ麦	●		0.3
とうもろこし	●		0.3
そば	●		0.3
その他の穀類	●		0.3
さとうきび	○	0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●		0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●		5.0
かぶ類の根	●		0.3
かぶ類の葉	●		5.0
西洋わさび	●		0.3
クレソン	●		0.3
はくさい	●		0.3
キャベツ	●		0.3
芽キャベツ	●		0.3
ケール	●		0.3
こまつな	●		0.3
きょうな	●		0.3
チンゲンサイ	●		0.3
カリフラワー	●		0.3
ブロッコリー	●		0.3

その他のあぶらな科野菜	●		0.3
ごぼう	●		0.3
サルシフィー	●		0.3
アーティチョーク	●		0.3
チコリ	●		0.3
エンダイブ	●		0.3
しゅんぎく	●		0.3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●		0.3
その他のきく科野菜	●		0.3
たまねぎ	○	0.3	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	●		0.5
にんにく	●		0.3
にら	●		0.3
アスパラガス	●		0.3
わけぎ	●		0.5
その他のゆり科野菜	○	0.3	0.3
にんじん	●		0.3
パースニップ	●		0.3
パセリ	●		0.3
セロリ	●		0.3
みつば	●		0.3
その他のせり科野菜	●		0.3
トマト	●		1.0
ピーマン	○	2	2.0
なす	○	0.5	0.5
その他のなす科野菜	●		0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.7	1.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●		0.3
しろうり	●		0.3
すいか	○	0.3	0.3
メロン類果実	○	0.3	0.3
まくわうり	●		0.3
その他のうり科野菜	●		0.3
ほうれんそう	●		1.0
たけのこ	●		0.3

オクラ	●		0.3
しょうが	●		0.3
未成熟えんどう	●		0.3
未成熟いんげん	●		0.3
えだまめ	●		0.3
マッシュルーム	●		0.3
しいたけ	●		0.3
その他のきのこ類	●		0.3
その他の野菜	●		0.3
みかん	○	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	●		7.0
レモン	●		7.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●		7.0
グレープフルーツ	●		7.0
ライム	●		7.0
その他のかんきつ類果実	●		7.0
りんご	●		0.3
日本なし	●		0.3
西洋なし	●		0.3
マルメロ	●		0.3
びわ	●		0.3
もも	●		0.3
ネクタリン	●		0.3
あんず（アプリコットを含む。）	●		0.3
すもも（プルーンを含む。）	●		0.3
うめ	●		0.3
おうとう（チェリーを含む。）	●		0.3
いちご	○	2	2.0
ラズベリー	●		0.3
ブラックベリー	●		0.3
ブルーベリー	●		0.3
クランベリー	●		0.3
ハックルベリー	●		0.3
その他のベリー類果実	●		0.3
ぶどう	●		0.3

かき	●		0.3
バナナ	●		0.3
キウイ	●		0.3
パパイヤ	●		0.3
アボカド	●		0.3
パイナップル	●		0.3
グアバ	●		0.3
マンゴー	●		0.3
パッションフルーツ	●		0.3
なつめやし	●		0.3
その他の果実	●		0.3
ひまわりの種子	●		0.3
ごまの種子	●		0.3
べにばなの種子	●		0.3
綿実	●		0.3
なたね	●		0.3
その他のオイルシード	●		0.3
ぎんなん	●		0.3
くり	●		0.3
ペカン	●		0.3
アーモンド	●		0.3
くるみ	●		0.3
その他のナッツ類	●		0.3
茶	●		0.5
カカオ豆	●		0.02
その他のスパイス	○	25	7
その他のハーブ	●		0.3
牛の筋肉	●	0.01	0.02
豚の筋肉	●	0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.01	0.02
牛の脂肪	○	0.3	0.02
豚の脂肪	○	0.07	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.3	0.02
牛の肝臓	●	0.01	0.02
豚の肝臓	●	0.01	0.02

その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.01	0.02
牛の腎臓	●	0.01	0.02
豚の腎臓	●	0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.01	0.02
牛の食用部分	●	0.01	0.02
豚の食用部分	○	1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.01	0.02
乳	●		0.02
鶏の筋肉	●	0.01	0.02
鶏の脂肪	○	0.09	0.02
鶏の肝臓	●	0.01	0.02
鶏の腎臓	●	0.01	0.02
鶏の食用部分	●	0.01	0.02
鶏の卵	○	0.02	0.02
魚介類	○	1	

フェンヘキサミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※		
	(改正後) ppm	(改正前) ppm	
小豆類	○	0.05	0.05
クレソン	○	30	30
その他のあぶらな科野菜	○	30	30
チコリ	○	30	30
エンダイブ	○	30	30
しゅんぎく	○	30	30
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○	30	30
その他のきく科野菜	○	30	30
たまねぎ	○	0.05	0.05
パセリ	○	30	30
その他のせり科野菜	●		30
トマト	○	2	2
ピーマン	○	2	2
なす	○	2	2
その他のなす科野菜	○	2	2

きゅうり（ガーキンを含む。）	○	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	1	1
その他の野菜	○	30	30
みかん	○	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○	5	5
レモン	○	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	5	5
グレープフルーツ	○	5	5
ライム	○	5	5
その他のかんきつ類果実	○	5	5
りんご	○	2	
もも	●	0.7	6
ネクタリン	○	10	10
あんず（アプリコットを含む。）	○	10	10
すもも（プルーンを含む。）	○	1	1
うめ	○	6	6
おうとう（チェリーを含む。）	○	10	10
いちご	○	10	10
ラズベリー	○	15	15
ブラックベリー	○	15	15
ブルーベリー	○	5	5
ハuckleベリー	○	5	5
その他のベリー類果実	○	15	15
ぶどう	○	20	20
その他の果実	○	3	3
アーモンド	○	0.02	0.02
その他のナッツ類	○	0.02	0.02
ホップ	○	100	100
その他のスパイス	○	20	20
その他のハーブ	○	30	30
牛の筋肉	○	0.05	0.05
豚の筋肉	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.05	0.05
牛の脂肪	○	0.05	0.05
豚の脂肪	○	0.05	0.05

その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.05	0.05
牛の肝臓	○	0.05	0.05
豚の肝臓	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.05	0.05
牛の腎臓	○	0.05	0.05
豚の腎臓	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.05	0.05
牛の食用部分	○	0.05	0.05
豚の食用部分	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.05	0.05
乳	○	0.01	0.01
干しぶどう			25

#### フルアズロン(ダニ駆除剤)

食品名		残留基準値※	残留基準値
		(改正後)	(改正前)
		ppm	ppm
牛の筋肉	○	0.2	0.2
牛の脂肪	○	7	7
牛の肝臓	○	0.5	0.5
牛の腎臓	○	0.5	0.5
牛の食用部分	○	0.5	0.5

#### フルオピラム(殺菌剤)

食品名		残留基準値※	残留基準値
		(改正後)	(改正前)
		ppm	ppm
大豆	○	2	
小豆類	○	1	0.09
えんどう	○	2	
そら豆	○	2	0.09
らっかせい	○	0.09	0.02
その他の豆類	○	2	0.09
ばれいしよ	○	0.03	0.02
てんさい	○	0.04	0.04

はくさい	○	5	
キャベツ	○	3	
芽キャベツ	○	0.3	
カリフラワー	○	0.09	
ブロッコリー	○	0.3	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○	15	
たまねぎ	○	0.07	
ねぎ (リーキを含む。)	○	0.2	
にんにく	○	0.07	
アスパラガス	○	0.01	
にんじん	○	0.4	
トマト	○	0.4	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○	0.5	0.5
りんご	○	1	0.3
日本なし	○	3	3
西洋なし	○	3	3
マルメロ	○	0.5	
もも	○	0.5	0.5
ネクタリン	○	5	5
あんず (アプリコットを含む。)	○	5	
すもも (プルーンを含む。)	○	1	1
うめ	○	5	
おうとう (チェリーを含む。)	○	5	5
いちご	○	5	2
ラズベリー	○	3	
ブラックベリー	○	3	
ぶどう	●	5	10
バナナ	○	1	1
なたね	○	1	
くり	○	0.05	0.05
ペカン	○	0.05	0.05
アーモンド	○	0.05	0.05
くるみ	○	0.05	0.05
その他のナッツ類	○	0.05	0.05
牛の筋肉	○	0.5	0.1



豚の筋肉	○	0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.5	0.1
牛の脂肪	○	0.5	0.1
豚の脂肪	○	0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.5	0.1
牛の肝臓	○	3	0.7
豚の肝臓	○	3	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	3	0.7
牛の腎臓	●	0.5	0.7
豚の腎臓	●	0.5	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.5	0.7
牛の食用部分	○	3	0.7
豚の食用部分	○	3	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	3	0.7
乳	○	0.3	0.07
鶏の筋肉	○	0.2	
その他の家きんの筋肉	○	0.2	
鶏の脂肪	○	0.2	
その他の家きんの脂肪	○	0.2	
鶏の肝臓	○	0.7	
その他の家きんの肝臓	○	0.7	
鶏の腎臓	○	0.7	
その他の家きんの腎臓	○	0.7	
鶏の食用部分	○	0.7	
その他の家きんの食用部分	○	0.7	
鶏の卵	○	0.3	
その他の家きんの卵	○	0.3	
干しぶどう			20

フルベンダゾール(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○	0.02
豚の筋肉	○	0.02

その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.02	0.02
牛の脂肪	○	0.02	0.02
豚の脂肪	○	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.05	0.02
牛の肝臓	○	0.1	0.02
豚の肝臓	○	0.3	0.010
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.3	0.02
牛の腎臓	○	0.06	0.02
豚の腎臓	●	0.1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.1	0.02
牛の食用部分	○	0.06	0.02
豚の食用部分	○	0.3	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.3	0.02
乳	○	0.7	0.01
鶏の筋肉	○	0.2	0.20
あひるの筋肉			0.20
七面鳥の筋肉			0.20
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉			0.2
その他の家きんの筋肉	○	0.2	
鶏の脂肪	●	0.01	0.05
あひるの脂肪			0.2
その他の家きん（あひるを除く。）の脂肪			0.2
その他の家きんの脂肪	●	0.05	
鶏の肝臓	○	0.5	0.50
あひるの肝臓			0.50
七面鳥の肝臓			0.50
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓			0.5
その他の家きんの肝臓	○	0.5	
鶏の腎臓	○	0.4	0.4
あひるの腎臓			0.5
その他の家きん（あひるを除く。）の腎臓			0.4
その他の家きんの腎臓	●	0.4	
鶏の食用部分	○	0.5	0.5

その他の家きんの食用部分	○	0.5	0.5
鶏の卵	○	0.4	0.40
その他の家きんの卵	○	0.4	0.4

フロルフェニコール(合成抗菌剤)

食品名		残留基準値*	残留基準値
		(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○	0.3	0.2
豚の筋肉	○	0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●		0.2
牛の脂肪	○	0.3	0.2
豚の脂肪	○	0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●		0.3
牛の肝臓	○	4	0.2
豚の肝臓	○	7	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●		3
牛の腎臓	○	0.3	0.2
豚の腎臓	○	1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●		0.3
牛の食用部分	○	4	0.2
豚の食用部分	○	7	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●		0.3
鶏の筋肉	○	0.2	0.1
その他の家きんの筋肉	●		0.1
鶏の脂肪	○	0.4	0.3
その他の家きんの脂肪	●		0.3
鶏の肝臓	○	3	3
その他の家きんの肝臓	●		3
鶏の腎臓	○	1	0.5
その他の家きんの腎臓	●		0.5
鶏の食用部分	○	3	0.5
その他の家きんの食用部分	●		0.5
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	1	0.2
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	8	0.2

魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.3	0.03
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	1	0.2
魚介類（貝類に限る。）	●		0.1
魚介類（甲殻類に限る。）	●		0.1
その他の魚介類	●		0.1

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名		残留基準値*	残留基準値
		(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○	0.05	0.05
ばれいしょ	○	0.02	0.02
はくさい	○	2	2
キャベツ	○	0.05	0.05
ブロッコリー	○	1	1
たまねぎ	○	0.02	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	○	0.7	0.7
アスパラガス	○	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	○	0.05	0.05
トマト	○	2	2
なす	○	2	2
その他のなす科野菜	○	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	○	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	0.3	0.3
すいか	○	0.05	0.05
メロン類果実	○	0.05	0.05
みかん	○	0.1	
なつみかんの果実全体	○	1	
レモン	○	1	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	1	
グレープフルーツ	○	1	
ライム	○	1	
その他のかんきつ類果実	○	1	
いちご	○	2	2
ぶどう	○	2	2

その他の果実	○	1	1
その他のスパイス	○	5	

#### 脚注

※○：平成 28 年9月16日適用（規制強化以外の品目）

●：平成 29 年3月16日適用（規制強化の品目）

- ・残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、セフチオフル及びフロルフェニコールについては、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の第 1 項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・今回残留基準値を設定するアセトクロールとは、アセトクロール並びに塩基性条件下で EMA【2-エチル-6-メチルアニリン】及び HEMA【2-(1-ヒドロキシエチル)-6-メチルアニリン】に変換される代謝物をアセトクロールに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するセフチオフルとは、セフチオフルをデスフロイルセフチオフルに換算したものの、デスフロイルセフチオフル及びジチオエリスリトールによりデスフロイルセフチオフルに変換される代謝物をデスフロイルセフチオフルに換算したものの和とする。
- ・「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているテブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているテブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・今回残留基準値を設定するテプラロキシジムとは、農産物にあってはテプラロキシジム及び酸化反応により GP【3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】又は OH-GP【3-ヒドロキシ-3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの和とし、畜産物にあってはテプラロキシジム及び酸化反応により GP、OH-GP 又は GL【(3-オキソペルヒドロピラン-4-イル)ペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの和とする。

- ・今回残留基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、農産物及び魚介類にあつてはトリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつてはトリフロキシストロビン及び代謝物 B【(E,E)-メトキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とする。
- ・「米ぬか」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「米ぬか」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米(玄米をいう。)」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・「精米」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「精米」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米(玄米をいう。)」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・「小麦ふすま」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているフェンヘキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・今回残留基準値を設定するフルオピラムとは、農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物 M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。
- ・「干しぶどう」に設定されているフルオピラムの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- ・今回残留基準値を設定するフルベンダゾールとは、牛、豚並びにその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに乳については、フルベンダゾール及び代謝

物 R35475【(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)-(4-フルオロフェニル)-メタン】の和とし、鶏並びにその他の家きんの筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに卵については、フルベンダゾールとする。

・「あひる」、「七面鳥」、「その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)」及び「その他の家きん(あひるを除く。)」に設定されているフルベンダゾールの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として残留基準値を設定する。

・今回残留基準値を設定するフロルフェニコールとは、フロルフェニコール及び加水分解により代謝物 FFNH2【(1R,2S)-1-(4-メチルスルホニルフェニル)-2-アミノ-3-フルオロ-1-プロパノール】に変換される代謝物を代謝物 FFNH2 に換算したものの和とする。